

# 工業関係の助成事業

工業振興課  
0266-21-7000

創業のまち岡谷実現事業

こんなときには	内容	助成率等	限度額	備考
工場を借りて創業したい (家賃支援)	市内の貸工場、貸事務所を借りて創業した場合にその家賃に相当する経費を補助します。 【注1】	1/2以内	108万円 (1申請につき54万円を限度とする。)	3月1日～3月30日の間に申請書を提出
試験関係機関を利用したい (測定機器等使用料等支援)	長野県工業関係試験研究機関に支払った設備等使用料及び試験手数料に対して補助します。 【注1】	1/2以内	9万円	事業完了日から30日以内に申請書を提出
備品等の購入や工場等を改修したい (スタートアップ補助)	備品、機械装置、機械器具及び事務機器等の購入にかかる経費及び工場等の改修に要する経費を補助します。 【注1】	①機械器具等の購入 1/2以内 ②工場等の改修 1/3以内	①機械器具等 20万円 ②工業等改修 50万円	
製品等をPRしたい	諏訪圏工業メッセに共同出展を行います。	出展にかかる使用料、賃借料などの経費の一部をご負担いただきます。	相当額	
特定創業支援等事業（「継続個別相談支援事業」及び「創業塾」）による支援を受けた者（証明書の交付を受けた者）は以下の支援が受けられます。				
販路開拓のため、自社や製品をPRしたい (広告宣伝支援)	ホームページ作成、パンフレット作成、展示会出展等の広告宣伝にかかる経費を補助します。	1/2以内	30万円	事業完了日又は証明書の交付日から30日以内に申請書を提出
備品等を購入したい (備品等購入支援)	備品、機械装置、機械器具及び事務機器等の購入にかかる経費を補助します。 【注2】	1/2以内	20万円	

※限度額については、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

【注1】日本標準産業分類に定める大分類が、「製造業」又は大分類「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を主たる事業として営むもので、市内に主たる工場若しくは研究所等又はソフトウェア開発の目的に使用するために設置された施設を有する中小企業者が対象です。

【注2】日本標準産業分類に定める大分類G「情報通信業」、大分類I「卸売業、小売業」、大分類J「金融業、保険業」、大分類K「不動産、物品賃貸業」、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」、大分類M「宿泊業、飲食サービス業」、大分類N「生活関連サービス業、娯楽業」、大分類O「教育、学習支援業」又は大分類R「サービス業(他に分類されないもの)」を主たる事業(ただし、公序良俗に反する事業は除く。)として営むもので、市内に主たる事業所又は店舗を有する中小企業者が対象です。